

岐阜県議会の活性化改革に関する
調査・検討について

答 申

令和6年3月21日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

岐阜県議会の活性化改革に関する 答申

令和5年6月21日、議長から議会活性化改革検討委員会に諮問のあった、政策提言・立案機能強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上を目指した改革に関する調査・検討課題について、一定の結論に達したため、当委員会の答申として提出する。

I 本委員会設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議員自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただくため、議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっていることから、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、平成19年5月8日に発足した。

II これまでの諮問および調査・検討の状況

○平成19～21年度

- ・H19.5.8 議長から諮問
- ・H19.7.3 中間答申：「政務調査費のあり方について」
- ・H19.12.10 中間答申：「応招旅費等費用弁償のあり方について」
- ・H20.3.17 平成19年度調査・検討結果 中間とりまとめ報告
- ・H20.7.9 継続検討課題（一問一答方式等の導入ほか）に関する再諮問
- ・H21.3.26 継続検討課題に関するとりまとめ報告
- ・H21.9.17 継続検討課題（インターネットによる本会議中継）に関する再諮問
- ・H21.12.14 答申：「インターネットによる本会議中継について」

○平成23年度

- ・H23.6.21 議長から諮問
- ・H23.12.15 中間答申：「政務調査費のあり方について」「費用弁償のあり方について」
- ・H24.2.24 中間答申：「政務調査費の使途基準について」
- ・H24.3.22 答申：「一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性について」ほか5項目
調査・検討結果取りまとめ報告

○平成25年度

- ・ H25. 6. 11 議長から諮問
- ・ H25. 12. 3 中間答申：「インターネットによる本会議のライブ中継の実施について」「本会議における議案への賛否状況の公表について」
- ・ H26. 3. 18 答申：「特別委員会のあり方について」ほか2項目
調査・検討結果取りまとめ報告

○平成27年度

- ・ H27. 6. 24 議長から諮問
- ・ H27. 12. 21 中間答申：「議員提案条例の運用状況について」「決算審議の充実について」「議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開について」
- ・ H28. 3. 24 答申：「参考人招致の積極的活用について」ほか1項目
調査・検討結果取りまとめ報告

○平成29年度

- ・ H29. 6. 21 議長から諮問
- ・ H29. 12. 14 中間答申：「議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開について」「本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応について」「本会議中継における手話通訳等への対応について」「政務活動費の使途のインターネット公開について」
- ・ H30. 3. 22 答申：「常任委員会の開催日程の変更について」ほか1項目
調査・検討結果取りまとめ報告

○令和元年度

- ・ R 1. 6. 12 議長から諮問
- ・ R 1. 12. 19 中間答申：「タブレット端末の活用について」
- ・ R 2. 3. 17 答申：「議会だよりの充実について」「常任委員会の録画映像のインターネット配信について」「議会中継画面での資料閲覧について」「決算審査の充実について」「常任委員会の分割開催の検証について」「請願者の意見陳述について」
調査・検討結果取りまとめ報告

○令和3年度

- ・R 3. 6.23 議長から諮問
 - ・R 4. 3.24 答申：「委員会におけるオンライン会議の開催」「会議への電子機器の持ち込みのルールづくり」「予算審議の充実」「一般傍聴者に分かりやすい言葉の使用」「議会における正しい言葉の使用」「会議録冊子等の発行見直し」
- 調査・検討結果取りまとめ報告

Ⅲ 令和5年度における審議経過

	委員会開催日	審議内容
1	R 5. 6. 21 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長互選 ・議長から諮問 ・運営方針の決定
2	R 5. 10. 4 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会活性化に関する調査・検討項目についての検討
3	R 5. 12. 4 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会活性化に関する調査・検討項目についての検討
4	R 6. 2. 27 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案（「タブレット端末の有効活用」「請願・陳情（要望含む）のオンライン提出」「常任委員会における配付資料のインターネット公開」「県民向けの議会用語の解説」「主権者教育の推進」）の検討
5	R 6. 3. 21 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申

目 次

答 申	(頁)
1. タブレット端末の有効活用について	5
2. 請願・陳情(要望含む)のオンライン提出について	7
3. 常任委員会における配付資料のインターネット公開について.....	8
4. 県民向けの議会用語の解説について	9
5. 主権者教育の推進について.....	10

【参考資料】

○議会活性化改革検討委員会 委員名簿	13
○議会活性化改革検討委員会 設置要綱	14
○議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)	15

答 申

■タブレット端末の有効活用について

当県議会では、令和3年10月から全議員に一人一台のタブレット端末を貸与し、本会議、各委員会及び議案説明会等の審議において、活用できる環境を整えたところである。

端末導入から2年が経過し、議会審議や各議員の調査活動等に活用されつつある一方で、未だ端末の多くの機能を活かしきれていない現状も見受けられる。

この要因としては、掲載情報の不足、議員の端末操作の習熟度などが影響していると考えられる。

また、タブレット端末導入時の想定では、会議資料の完全ペーパーレス化を見込んでいたが、現状を踏まえ、ペーパーレス化ありきではなく議員の政策提言・立案機能の強化に資するべく、まずは端末をいかに活用するかを主眼とすべきである。

そこで、議員の政策提言・立案機能の強化を図るため、タブレット端末のさらなる活用について検討する必要があるのではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議員の政策提言・立案機能の強化を図るため、タブレット端末における議員活動に必要な情報の充実や、通信機能及びオンライン会議機能の積極的な活用を推進するとともに、端末の機能や操作等について必要なフォローアップ体制を整えることが適当である。

なお、会議資料のペーパーレス化については、タブレット端末の有効活用を進めつつ、環境負荷の軽減、情報管理の効率化を図るため、本会議、各委員会及び議案説明会等において、デジタル資料でも審議に影響がない範囲で推進すべきである。

① 実施方法

- ・岐阜県議会情報端末導入調査検討委員会において、タブレット端末を活用した政策提言・立案機能の強化のための具体的な取組、端末の機能や操作等についてのフォローアップ体制に関する検討を行い、実行可能なものから順次着手する。

② 実施時期

- ・早期に実施することが適当である。

【参考】他県におけるタブレット端末の主な活用事例

- 栃木県：掲示板（操作説明、研修資料等）
アンケート（会議出欠確認等）
スケジュール共有（議会日程）
- 静岡県：オンライン会議（ZOOM）
- 徳島県：オンライン会議（ZOOM）
掲示板（招集通知等）
アンケート（災害時安否確認等）
スケジュール共有（議会日程、出欠確認）

答 申

■ 請願・陳情(要望含む)のオンライン提出について

当県議会では、地方自治法に基づき、請願の提出について書面によるものとし、陳情・要望についても同様に取り扱ってきた。

令和4年12月に、第33次地方制度調査会において、多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や議会運営の合理化を図る観点から、住民と議会との間で行われる法令上の手続きは一括してオンラインによることを可能とするべきことが答申され、これを受けて、令和5年5月8日に地方自治法が改正され、令和6年4月1日から、請願の提出などの議会に係る手続きのオンライン化が可能となった。

地域課題が多様化・複雑化する中、議会がより多様な民意を集約し地域社会の在り方を議論するため、県政・議会に対する意見や要望等である請願・陳情等をオンラインにより提出できるようにする体制を整備してはどうかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果:

多様な意見に対する審議機会の充実を図るため、請願・陳情(要望含む)について、オンラインによる提出を可能とする体制を整備することが適当である。

① 実施方法

- ・ 請願、陳情及び要望についてメール及びFAXによる提出を可能とし、岐阜県議会会議規則、岐阜県議会請願等取扱規程の改正を行う。
- ・ 議会ホームページに請願及び陳情の標準様式を掲載し、メール送付先アドレス等を明示する。また、メール等の不到達や誤送信にかかるトラブルに備えて、双方の補完連絡の手順を定める。
- ・ 請願について、オンラインによる利便性の向上を図るため、紹介議員は署名のほかに記名も可能とする。
- ・ 提出者の本人確認及び紹介議員による紹介の事実及び内容改ざんの有無について、メール・FAXまたは対面により確認する。

② 実施時期

- ・ 早期に実施することが適当である。

答 申

■ 常任委員会における配付資料のインターネット公開について

当県議会では、常任委員会の開催記録として、インターネット上で、平成24年度以降の議事録公開に加え、新議会棟への移転後の令和5年2月定例会から録画映像の配信を始めている。

こうしたなか、常任委員会の審議においては、配付資料にもとづき執行部からの説明や、それに対する質疑応答が行われるが、配付資料は、議案や議案に関する説明資料の一部を除いて公開されておらず、録画映像の閲覧者がその内容を十分理解できる環境とは言い難いのが実情である。

そこで、議会での審議を県民がより理解しやすい環境づくりを進めるため、常任委員会における配付資料についても、インターネット上で公開する必要があるのではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

常任委員会で行う議案審議に対する県民の理解を深め、議会への関心を高めてもらうため、常任委員会における配付資料をインターネット上で公開することが適当である。

① 実施方法

- ・平成29年12月の議会活性化改革検討委員会の中間答申において、議案等のインターネット公開にあたっては、審議の対象ではない報告案件等は公開しない方針が示されているため、常任委員会の配付資料もこれに準じて取り扱う。
- ・個人情報保護や著作権等の観点で支障がある（おそれのあるものを含む。）資料は公開の対象から除くものとする。
- ・配付資料の公開は、当該定例会等の録画映像の配信開始（委員会開催から約2週間後）に合わせて公開し、委員会ごとに整理して掲載する。

② 実施時期

- ・早期に実施することが適当である。

【参考】議会活性化改革に関する都道府県調査（R5.7岐阜県）

○常任委員会配付資料の公開状況

- ・公開している 16団体 ・公開していない 31団体（岐阜県を含む。）

答 申

■ 県民向けの議会用語の解説について

議会における議員の発言には、時折、県民に馴染みのない（広く理解されていない）議会ならではの用語が使われる。これらの用語は、議員や行政関係者にとっては普通の用語であっても、県民には理解しにくいことがある。特に、傍聴者やテレビの視聴者は発言内容を文字ではなく、耳で聞いて瞬時に理解する必要があるため、分かりにくい用語の使用が理解を妨げてしまう場合がある。

しかしながら、議会運営上、議員が使用せざるを得ない議会用語も存在する（用語が必要な場面もある）ことから、これらを県民に分かりやすく伝えることも議会の重要な責務であると考えられる。

そこで、議会の意思決定に至る審議の過程について県民の理解を深め、議会への関心を高めてもらうためには、県民目線で用語を解説する必要があるとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は、以下のとおりである。

検討結果：

**議会の意思決定に至る審議の過程について県民の理解を深め、議会への関心を高め
てもらうため、傍聴者をはじめとした県民に、議会用語を分かりやすく解説する「議会用語
解説集」（別添）を作成し、広く周知することが適当である。**

① 実施方法

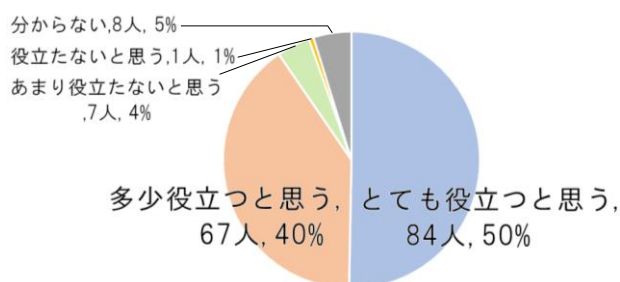
- ・ 議会用語を分かりやすく伝える議会用語の解説集を作成し、傍聴者へ配付するとともに、ホームページで周知を図る。

② 実施時期

- ・ 早期に実施することが適当である。

【参考】議会傍聴アンケート結果

令和5年第5回定例会の傍聴者に対して分かりにくい用語に対する解説があると役立つか、アンケートを実施した。回答のあった167人のうち、151人（90%）が、役立つと回答された。



答 申

■主権者教育の推進について

令和5年5月に地方自治法が改正され、地方議会が地域の多様な民意を集約し、地方公共団体の重要な意思決定を行っていること、地方議会議員は住民の負託を受けて誠実にその職務を行うことなどが明文化された。

これを踏まえ、地方議会に対する理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すことを目的に、全国都道府県議会議長会をはじめ三議長会では、主権者教育を国民運動として取り組んでいくことを決定したところである。（令和5年12月21日「地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者教育の推進に関する決議」（以下、決議という。））

この決議には、主権者教育の推進にあたっては、議員自らが積極的に携わり、議会・議員の活動を伝えていくことで子どもたちの記憶に残るものとしていくことが重要であると記されている。

主権者教育については、これまで県議会一般質問でも取り上げられており、県・市町村教育委員会などでは様々な取り組みがなされているところであるが、当県議会としても主体的な取組について検討する必要があるのではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

地方自治における県議会の仕組みや重要な役割、県議会議員の職務について、将来の地方自治を担う子どもたちを含め、広く県民に理解が得られるよう、次の観点から当県議会及び議員主体の主権者教育の取組を進めることが適当である。

- ・議員自らが積極的に関わり、議会・議員の活動を伝える。
- ・児童・生徒の成長や発達状況に応じてわかりやすく伝える。

また、議員個人としても、主権者教育の推進に資する取組について学校等から協力依頼等があった場合には、積極的に関わりを持つことも大切である。

なお、これらについては公職選挙法の観点や政治的中立性の確保に十分配慮した上で取り組むものとする。

① 実施方法

- ・広報委員会において、主権者教育の取組について検討を行い、実行可能なものから順次着手する。

② 実施時期

- ・ 広報委員会では、主に次の事項について検討を進め、それ以外についても効果的と思われる事項があれば、適宜検討することとし、執行部、学校や関係機関との調整が必要となる場合があることを踏まえて、段階的に実施することが適当である。

【短期的に対応すべきもの】

■ 児童、生徒向けのパンフレットを作成

- ・ 児童、生徒に興味・関心を持ってもらえるよう、親しみやすいデザイン・わかりやすい内容で県議会の役割や仕組みなどを紹介するパンフレットを新たに作成する。

■ 県議会のホームページに児童、生徒向けのページを創設

- ・ 児童、生徒に興味・関心を持ってもらえるよう、親しみやすいデザイン・わかりやすい内容で県議会の役割や仕組みなどを解説するページを新たに制作する。

■ 児童、生徒を対象とした議会棟見学会の実施

- ・ 県議会を身近に感じてもらえるよう、学校の長期休暇を利用して県議会棟の見学会を実施する。
- ・ 将来的には、議員との意見交換等の場を設けることも視野に入れて検討を進める。

■ 小・中学校、高校等の授業、学校活動向けの議会棟見学会の実施

- ・ 社会見学や課外授業等の学校行事で県議会棟を訪れてもらい、議会について学ぶ機会を提供する。（本会議の傍聴を含む。）
- ・ 将来的には、議員との意見交換等の場を設けることも視野に入れて検討を進める。

【中期的に対応していくもの（関係機関との調整を踏まえて対応していくもの）】

■ 出張講座

- ・ 議員が要望等に応じて学校等を訪問し、児童、生徒に議会活動等について説明するとともに、意見交換等を実施する。

【 参 考 資 料 】

- 議会活性化改革検討委員会 委員名簿
- 議会活性化改革検討委員会 設置要綱
- 議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)

岐阜県議会活性化改革検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属会派	備 考
委員長	森 正 弘	自 民	
副委員長	松 岡 正 人	自 民	
委 員	岩 井 豊太郎	自 民	
委 員	玉 田 和 浩	自 民	
委 員	尾 藤 義 昭	自 民	
委 員	村 下 貴 夫	自 民	
委 員	佐 藤 武 彦	自 民	
委 員	加 藤 大 博	自 民	
委 員	水 野 吉 近	公 明	
委 員	長 屋 光 征	自 民	
委 員	伊 藤 英 生	県 民	
委 員	中 川 裕 子	共 産	
委 員	恩 田 佳 幸	自 民	
委 員	安 井 忠	自 民	
委 員	判 治 康 信	県 民	

(1 5 名)

岐阜県議会活性化改革検討委員会設置要綱

1 設置及び目的

県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上の方策等を調査及び検討するため、議長の諮問機関として議会活性化改革検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 構成

委員会の委員は、15人とし、各会派より選出される委員の数は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 県政自民クラブ | 11人 |
| (2) 県民クラブ | 2人 |
| (3) 岐阜県議会公明党 | 1人 |
| (4) 日本共産党 | 1人 |

3 委員会の運営

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。
- (2) 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
- (3) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (4) 委員以外の議員は、オブザーバーとして会議に出席し、委員長の許可を得て発言することができる。
- (5) 委員会の会議において必要があると認めるときは、委員長は委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) 委員会の所管事項を専門的に調査するため、委員会に検討テーマごとに担当主査及び副主査を置くことができる。
- (7) 担当主査及び副主査は、委員長が委員の中から指名する。
- (8) 委員会の会議は公開とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- (9) 委員長は、会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成しなければならない。
- (10) 会議の経過及び結果について外部に発表する必要がある場合は、全て委員長が行う。

4 設置期間

委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から調査、検討が終了するまでの間とする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月9日から施行する。

令和5年6月21日

岐阜県議会活性化改革検討委員会 委員長 様

岐阜県議会議長 野 島 征 夫

議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)

議会の活性化改革に関しては、貴委員会における数次の調査・検討を基に、委員会へのオンライン会議の導入、予算審議の充実、一般傍聴者に分かりやすい言葉の使用など、具体的な方策が着実に実行されているところである。

一方で、これまでの調査・検討の過程において、改革の必要性が指摘されながらも実現に至っていない課題が残されている。また、議会の活性化改革を進めるにあたっては、情勢の変化に応じ、継続的に検討を重ねていくことが肝要である。

こうしたことから、議会活性化に関する以下の項目について、近年の社会情勢や制度の変化等を踏まえ、改めて調査・検討を行うよう求めるものである。

記

- 1 政策提言・立案機能強化を目指した改革に関すること
 - ・ 県政のチェック機能向上のための環境整備について
- 2 議会審議の活性化を目指した改革に関すること
 - ・ 多様な意見に対する審議機会の充実について
- 3 議会活動の透明性向上を目指した改革に関すること
 - ・ 県議会活動への関心・理解の向上について